

令和4年第5回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和4年5月24日（火）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会議員の構成及び議会各委員について
- (2) 市内中学校卒業生進路状況について
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第13号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について
- 報告第14号 たつの市教育委員会表彰について
- 議案第16号 たつの市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第17号 たつの市立龍野歴史文化資料館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第18号 令和4年度たつの市一般会計補正予算（第3号）の意見の申出について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和4年 6月24日（金） 午後2時～
" 開催場所 (新館3階 301、302会議室)
- 次々回教育委員会開催予定日 令和4年 7月 日 () 時
" 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和4年第5回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和4年5月24日（火）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和4年第5回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告の（2）市内中学校卒業生進路状況について、（3）新型コロナウイルス感染症への対応状況について、（4）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議案第16号「たつの市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」、議案第17号「たつの市立龍野歴史文化資料館運営協議会委員の委嘱について」は、同規則第9条第1項第2号の規定により、また、議案第18号「令和4年度たつの市一般会計補正予算の意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適正であると思われまゝ。賛成の方は挙手願ひします。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

（1）たつの市議会議員の構成及び議会各委員について、事務局報告願ひします。

事務局

< 令和4年度議会構成一覧表にて報告 >

議長：楠明廣議員、副議長：高岸博之議員、

監査委員：角田勝議員、

福祉文教常任委員会 委員長：和田美奈議員

副委員長：名村嘉洋議員

野本議員、三木議員、角田議員、

永富議員

教育長

福祉文教常任委員会の定員数は7名となっていますが、6名しかいないのはなぜですか。

事務局

福祉文教常任委員会には楠議員も入っておられましたが、議長とされましたので委員会から抜けられたことで、定員から1名減となり、6名となったものです。

教育長

分かりました。
他に御質問等はございませんか。
ないようですので、次に、議事に入ります。
報告第13号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」、事務局説明願います。

事務局

報告第13号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」、緊急を要したため、教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものでございます。
まず、令和4年4月30日付けで、小中一貫教育推進課主幹兼指導主事が退職となり、5月1日付けで東栗栖小学校教頭として勤務されることとなりました。その後任として、社会教育課指導主事が、小中一貫教育推進課指導主事として異動となりました。また、5月1日付けで育児休業から復帰した主査については、教育総務課へ配属となりました。以上です。

教育長

前任である東栗栖小学校教頭が4月30日付けで退職されたことにより、新たに教育委員会事務局の指導主事が教頭として赴任することになりました。また、欠員が出た社会教育課には会計年度任用職員を配置しています。
何か御質問等はございませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第13号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第13号は、原案のとおり承認いたしました。
続きまして、報告第14号「たつの市教育委員会表彰について」、事務局説明願います。

事務局

報告第14号「たつの市教育委員会表彰について」、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。
被表彰者は、東栗栖小学校の前任教頭でございます。先ほどの報告のとおり、教頭につきましては、令和4年4月30日付けで退職されました。これにより、たつの市教育委員会表彰規則に基づき、4月28日に教育長から表彰状を贈呈させていただくとともに、別途、記念品もお渡ししましたことを御報告いたします。以上でございます。

横山教育長

以上のことで、何か御質問等はございませんか。
御発言がないようですので、採決に入ります。報告第14号は、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第14号は、原案のとおり承認いたします。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続きまして、自由討議に入ります。
何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

委員

新宮小学校及び新宮中学校の近所の方から相談されたのですが、学校近くの通学路において、幅員が狭いので、よく中学生が用水に落ちるということを聞きました。また、落下防止で柵をしようとする、道が狭くなるため、近所の方の車が出にくくなるということです。この相談はどこの部署が窓口となるのでしょうか。

教育長

まずは、その道が市道なのか、里道なのかを調べた上で、事故防止の件も含め、その道を所管する担当部署へ相談するということになります。
また、中学校は、通学路を指定していませんので、事故防止のため、中学校はその道を通らないように指導するというのも方策の一つとして、状況を見ながら考えていきたいと思えます。

委員

中学校は通学路を指定していないということは、管理下として問題ないのですか。

事務局

中学校からは「この道を通るように」と、ある程度の通学路の範囲についての指導はしています。

教育長

日本スポーツ振興センターの保険において、学校内や通学途中で事故や怪我があった場合には給付金が出る制度があります。登下校については、指定された通学路に限らず、学校から自宅までの適正な経路上であれば学校の管理下とみなされ、原則、保険の支給対象となると思われま。このことから、中学生の場合は、通学路をきちんと指定していなくても特段支障はないと考えております。
今回の新宮の道路の件は、まずは、自治会長に相談されることが良いと思えます。

事務局

自治会長からの要望を受け、担当部署が対応していくということになります。別途、具体的な場所を教えてください。

委員

分かりました。

教育長

まずは、地元の自治会長に相談していただくよう、近所の方にお伝えしておきます。

他に、自由討議をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局から説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で令和4年第5回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後2時30分終了

出席者

| | | |
|----------------------|----|-----|
| 教育長 | 横山 | 一郎 |
| 委員 | 喜多 | 敦子 |
| 委員 | 菅野 | 夏子 |
| 委員 | 七條 | 祐正 |
| 委員 | 松尾 | 壯典 |
| 教育管理部長 | 眞殿 | 幸寛 |
| 教育事業部長 | 小松 | 精二 |
| 教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長 | 清久 | 利和 |
| 教育環境整備課長 | 西田 | 伸一郎 |
| 学校教育課長 | 田淵 | 明久 |
| 幼児教育課長 | 吉田 | 政弘 |
| すこやか給食課長 | 杉本 | 典彦 |
| 社会教育課長 | 河原 | 直也 |
| 人権教育推進課長 | 津島 | 威彦 |
| スポーツ振興課長 | 倉元 | 竜也 |
| 社会教育課主幹 | 安藤 | 靖人 |
| 教育総務課主幹 | 八木 | 祥子 |
| 歴史文化財課副主幹 | 吉益 | 美奈子 |